

問
18

組合員が比較少数の職場ではどうしたらいいですか？

1つの事業場で、組合員数が過半数に満たないときは、この労働組合は36協定の当事者になることはできません。

私たちの組合のほかに過半数組合があるときは、使用者は、その過半数を組織する労働組合と36協定を結べば、その36協定の範囲内で時間外労働をさせることができます（昭23.4.5基発第535号）。少数組合の組合員に対してもこの36協定は有効です。

また、事業場の労働者の過半数を組織する労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者が選出されれば、この過半数代表者が36協定の当事者になります。過半数代表者は、36協定を締結するだけでなく、変形労働時間制の協定など、労働者保護にかかわる多くの権能を持つこととなりますので、慎重に、労働者の代表にふさわしい人が選ばれなければなりません。その選出には次の2つの要件を満たさなければなりません（労基則第6条の2、平11.3.31基発第169号）。

- ① 監督又は管理の地位にある者でないこと
- ② 36協定を結ぶ者を選出することを明らかにしたうえで、投票、挙手、労働者の話し合い、持ち回り決議等、労働者の過半数がその者の選任を支持していることが明確になる民主的な手続により選出された者であること

②の選出方法のうち、自由な立候補、所信表明など自由な選挙運動、無記名秘密投票を保障した投票によるのがいいでしょう。

実際の選出にあたっては、少数組合ではあっても私たちの組合の代表が過半数代表者に選ばれることをめざしましょう。

まず、私たちの組合のほかに労働組合がないときは、私たちの組合の

分会長、支部長、執行委員などの役員が過半数代表者に立候補し、選出されるように働きかけましょう。この活動は、組合員の拡大にもつながっていきます。

私たちの組合のほかにも過半数に満たない労働組合があり、私たちの組合とは友好的な関係でない場合があります。この場合も、やはり私たちの組合の役員が過半数代表者に選出されるように働きかけましょう。

例えば、図書館に常勤職員の組合と非常勤職員の組合があるなど、私たちの組合のほかにも過半数に満たない労働組合があり、しかし私たちの組合と友好的な関係である場合もあります。この場合は、2つの組合で話し合って、いずれかの組合の役員が過半数代表者に選出されるように働きかけましょう。もし、2つの組合の組合員数を合計して過半数になるのであれば、使用者側と2つの組合を協定当事者として、三者連名で36協定を結ぶことも有効です（昭28.1.30基収第398号）。また、2つの組合の連合体を組織すれば、この連合体が過半数組合として36協定の当事者になることもできます。